

質問書

令和4年6月10日

国立大学法人北海道大学
総長 寶金 清博 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司



令和4年5月18日付け文書で回答があった契約職員の手当の不払いについて、近日中に団体交渉を申し込む予定ですが、団体交渉に先立ち下記のとおり質問いたします。質問に対し令和4年6月30日までに回答がない場合も、団体交渉時に下記質問の回答は求めますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、期日までに回答願います。

記

1. 手当の不払いについて、令和4年5月18日付け文書で法人化以来18年間不払いとの回答いただきましたが、18年間の延べ人数と不払いの総額を、引き続き明らかにしてください。
2. 手当の不払いの理由について、令和4年5月18日付け文書で「住居手当」については「支給しないこととする法人化前の取扱いを法人化後も引き続き取り扱ってきた」と回答がありましたが、「期末手当」と「勤勉手当」について回答がありませんでしたので、この2つの手当についても不払いの理由を明らかにしてください。
3. 今回の一連のやりとりで契約職員として雇用される研修医等に対する手当の未払いが発覚いたしました。職種や手当の名称を問わず、就業規則に満たない労働条件で雇用する者がいないかを今一度確認し、その存在の有無を明らかにしてください。

以上